

水俣病認定 県事態收拾に苦慮 審査会問題

八日に環境庁と折衝

「水俣病の範囲」めぐり

水俣病未認定患者問題の解決を急ぐ県は、三日の県公害被害者認定審査会で十二人の委員のうち徳臣晴比古会長ら七委員が賛成を表明したことで苦境に立った。このため沢田知事は八日上京、大石環境庁長官に直接会い、三日の審査会で徳臣会長らが問題にした点を説明し、七委員が辞任しない方向で折衝を求める。【関連記事11面に】

徳臣会長らが問題にしたのは「有機水銀の経口摂取が認められる場合は、症状がほかの原因によるものであっても水俣病の範囲に含む」という同庁次官通達の内容で、三日の審査会で同会長らは「この基準からすれば、水俣地区の神経疾患患者はすべて水俣病になりかねない」と疑問を投げかけたが、同席した同庁の山本公喜保健課長らから明確な答えがなく、ついに「医学者としての良心」から審査会の席上、辞意を固めたとこわされた。

しかし環境庁がこれまでの方針を改めることは考えられず、七委のためにも八日の環境庁折衝で同

員に対する沢田知事の慰留は非常に困難視されている。

このため県は、七委員が正式に辞任する場合もありうるとして、後策を検討しているが、その場合は、残留した武内忠男副会長（熊本大）二病理解教授と立江正順（熊本大精神科教授）大橋登（水俣市立病院長）両委員を中心に再編、新たなメンバーで被害者認定に臨みたい考えである。しかし、新たに委員を委嘱する場合も、三日の審査会で問題になった「水俣病の範囲」について同じような疑問点が提起されるのが予想され、「そ

七委員慰留に全力 新メンバー再編も

庁の考え方をたててきたい」と県では言っている。

県では言っている。また沢田知事は、そのさい①水俣病審査会を四で一括して審査する方法はとれないか②審査会の答申を練なければ、認定できない仕組みを、法律を改正して改める考えはないか③などの意見や要請を出していきたいと言っている。